

運委総第243号

令和4年1月6日

行政文書開示決定通知書

フロントラインプレス合同会社

代表者 高田昌幸 様

運輸安全委員会事務局長



令和2年1月27日付（同月28日受領）の行政文書の開示請求については、令和2年2月26日付運委総第332号をもって、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき開示決定（以下「原処分」という。）を行ったところですが、今般 原処分を取り消し、法第9条第1項の規定に基づき改めて下記のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

記

1. 開示する行政文書の名称

- ① 2008/6/23 第58 寿和丸転覆事故海象解析結果
- ② On Kurtosis and Occurrence Probability of Freak Waves
- ③ 文書の標目

請求文書名

- ① 平成20年（2008年）6月23日に発生した漁船第五十八寿和丸沈没事故に関して、運輸安全委員会が報告書作成のために収集・利用した調査資料の一切
- ② ①の資料項目一覧

2. 不開示とした文書とその理由

ア. 請求文書①のうち、開示する行政文書以外の資料は、事故調査の目的以外には使用しないことを前提に提出を受けたもの、または、事故調査の過程で運輸安全委員会（以下「委員会」という。）の内部における検討のため作成されたものである。

これらの資料を公にすると、今後同種の事故等調査において、事故等関係者が当該資料を事故等調査報告書の作成以外の目的に利用されることをおそれ、あるいは事故等関係者との信頼関係が損なわれ、資料の提供が得られないこと、または事実を明らかにしないことなど

が予想され、その結果、事実関係の把握及び的確な調査が行えず、事故等の原因究明が困難となり、事故等調査業務に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法第5条第6号柱書きに該当する。

また、事故調査の過程で委員会の内部における検討のために作成された資料は、事故の原因究明を行うにあたり、多角的見地から調査を行うために幅広く収集等した審議途中の検討段階における資料である。これらの資料を公にすることは、検討または審議において率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法第5条第5号及び第6号柱書きに該当する。

イ. 請求文書②のうち、対象となる文書には、開示することにより、委員会の調査手法、調査上知り得た情報及び審議の方向性などが明らかになり、外部からの指示、干渉及び不当な圧力を受けることにより、委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法第5条第5号及び第6号柱書きに該当するため、当該情報に係る部分を不開示とした。

また、同文書は、本件事故の調査の目的以外に使用しないことを前提に、本件事故の関係者から提供された情報が含まれている。これを公にすると、今後同種の事故等調査において、事故等関係者が当該情報を事故等調査報告書の作成以外の目的に利用されることをおそれ、あるいは事故等関係者との信頼関係が損なわれ、資料の提供が得られないこと、または事実を明らかにしないことなどが予想され、その結果、事実関係の把握及び的確な調査が行えず、事故等の原因究明が困難となり、事故等調査業務に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、当該情報に係る部分を不開示とした。

以上の理由から、開示請求された行政文書のうち一部を不開示とした。

- ※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、運輸安全委員会委員長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- ※ また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

### 3. 開示の実施の方法等

(1) 事務所における開示（閲覧又は写し交付）を希望する場合

◇開示の実施を受けることができる日時及び場所

日時：この通知を受け取った日から 30 日以内（土・日曜日、祝祭日を除く。）

（9:30～12:00、13:00～17:00）

場所：運輸安全委員会事務局総務課

東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー15 階

◇開示手続き

1) 事前に、ご希望の日時を問い合わせ先までお知らせください。

記載された日時に都合がよいものがない場合は、その旨ご連絡ください。

2) 送付した別添「行政文書の開示の実施方法等申出書」に必要事項を記入の上、ご持参ください。

(2) 写しの送付を希望する場合

この通知書を受け取った日から 30 日以内に、以下の書類等を提出（郵送）してください。

書類等を受領した日から 1 週間以内に開示文書を発送する予定です。

ア 行政文書の開示の実施方法等申出書

イ 郵送料（見込み額）

通常郵便物（定形外 100g まで）140 円分の郵便切手

(3) 開示実施手数料

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について 開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施 手数料
A4 判文書 白黒 20 枚 カラー 9 枚	① 閲覧	100 枚までにつき 100 円	100 円	0 円
	② 複写機により複写 したものの交付	用紙 1 枚につき 白黒 10 円 カラー 20 円	380 円	80 円

※開示実施手数料の計算方法については、同封の「説明事項」をご覧ください。

(4) その他の方法による開示の実施方法を希望する場合

(3) 以外による開示の実施を希望される場合は「開示実施手数料」及び「郵送料」が異なりますので、開示の実施方法の申出をする前に、問い合わせ先へご連絡ください。

(5) その他

その他詳細は、同封の「説明事項」をご確認ください。

【問い合わせ先】

運輸安全委員会事務局総務課広報室 TEL : 03-5367-5027